

開会あいさつ

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課長の伊藤です。

本日はお忙しい中、説明会にご出席いただき誠にありがとうございます。

現在世田谷区は、本庁舎等整備基本構想の中で「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」を基本的方針の一つとして定めまして、本庁舎の整備を進めております。当課としてはその本庁舎の中で、「区民利用・交流拠点施設」の令和8年度の開設に向けた準備を進めております。こちらの施設を多くの区民や団体の皆様に利用していただき、区民参加、交流、協働につながる事業、濃密な熱の高い場にしていきたいと考えております。

当施設は令和8年度9月に竣工予定であり、令和8年11月頃の施設開設を予定しています。つきましては令和8年4月から事業運営委託を開始するため令和7年度中に事業者選定を行う予定です。

本日の説明会にて、当事業を事業者様にご理解をいただきまして、令和7年度の事業者選定により多くの事業者様にプロポーザルに参加していただきたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

では引き続き担当より説明をさせていただきます。

資料説明及び注意事項

市民活動推進課の榎本と申します。資料の説明は私の方からさせていただきます。まずは資料の確認をさせていただきます。A4でホチキス止めされたパワーポイント資料はお手元にごございますでしょうか。

本日の説明会については、後日区のYouTubeにて配信を行わせていただく予定です。そのため、資料投影した画面と音声を録画・録音させていただきます。参加者様の様子は撮影を行わないように配慮をさせていただきますので、あらかじめご承知おきいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、YouTubeでの配信は区からの説明部分のみとし、質疑応答部分についてはYouTube配信は行わず、資料データにて後日区HPで公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 これまでの検討経過

それでは次第に沿って順次ご説明します。スライド5 これまでの検討経過の一覧表をご覧ください。

まず区民利用・交流拠点施設は本庁舎等整備、新庁舎建替え事業の一つ

であります。本庁舎建替えの検討としては、平成28年度の本庁舎等整備基本構想策定から始まります。次に30年に基本設計を策定し、区民交流機能に係るワークショップや検討会を開催しながら令和2年に本庁舎等整備実施設計概要をまとめています。

次いで令和4年度に、学識経験者や区内団体の代表から構成される区民利用施設総合運営計画策定検討委員会を立ち上げました。こちらは本庁舎整備の中の区民利用・交流拠点施設の（当時は名称を区民利用施設としていました）運営に係る計画を策定するために設立した組織です。同時期に区政モニターアンケートや区民ワークショップを開催しながら、計画策定に向けて検討を進めました。それらを経て令和5年度始めには施設の基本理念等を定めた『運営基本計画』をまとめました。さらには引き続き区内団体等アンケートや、区民意見募集、シンポジウム、説明会（ワークショップ）など意見聴取を行い、令和5年度末に施設の事業計画や組織運営計画など具体的な運営方法をまとめた『事業運営実施計画』を策定しました。ハード面としても令和5年度末（令和6年3月）には全3期のうち1期工事が竣工しました。

次いで令和6年度です。まず9月に交流拠点施設の一つである区民会館が開館しました。2期工事（令和8年9月頃）で区民利用・交流拠点の多くが完成しますが、その完成、開設に向けて12月に事業運営委員会準備会を設置して、様々な意見を聞きながら事業開始に向けた準備を進めています。また区民参加の取組みとしては、区内団体・庁内に対して施設の活用意向調査や、先月には本庁舎の一部を活用した試行イベント「区役所で遊ぼう」を実施しました。こちらのイベントは、子ども関連団体5団体、福祉関連団体2団体が区と連携して実施したイベントで、新たにできる区民交流スペースを始めとした区民利用・交流拠点施設では、このような団体等をつなぐような利用・運営を想定しています。

次のスライド6です。

先ほどご説明した本庁舎等整備基本構想ですが、その中で5つの基本的方針を定めています。その1つ目に「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」があります。まさにこちらが区民利用・交流拠点施設とリンクしており、右側にある交流拠点施設の運営基本計画の基本理念「区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する」はこの基本的方針からつながっている

ものになります。

次のスライド7です。

こちらは令和元年度の区民交流スペースの運用に関する検討会提案書から抜粋したものです。将来像や場のイメージとしては、区民、団体、区職員が混ざり合い、共生する「汽水域」、空間的にも機能的にも「ひらかれ、みえる」ことを掲げています。

それを実現するための必須事項として3つ、

- ①幅広い人達に利用される場にする
 - ②繋がりを生むしかけを備える
 - ③運用しながら場を育ててゆく
- ことを定めています。

2 区民利用・交流拠点施設に関する計画

次に施設に関する計画についてです。スライド9をご覧ください。まず区民利用・交流拠点施設の概要ですが、一覧表にあるとおり当施設は様々な施設からなる複合施設になります。工期が3回に分かれており段階的に開設します。

まず1期工事部分として区民会館、エントランスホール、ラウンジが令和6年度に先行して開設しています。次に2期工事ですが、ここで施設の大部分が完成し開設することになります。具体的には図面1階部分、本庁舎中心部分に中庭広場、その右隣にガラス張りのオープンな区民交流スペース、その下に東側道路から広場等への導線にもなるピロティ、そして2階部分、テラスに沿って4部屋の区民交流室が設置されます。また区民交流スペースができる建物の上部6階に屋上庭園ができます。2期工事については令和8年9月竣工予定です。最後に3期工事で完成する部分ですが、2階西棟側にキッチン付きの区民交流室が1部屋できる予定です。こちらは令和11年度に完成する予定です。

次に計画の体系です。

令和5年6月に運営の根幹となる「基本理念」「基本方針」「実現に向けた取組み」を定めた「運営基本計画」を策定しました。それを踏まえ、具体的な事業活動や組織運営をまとめた「事業運営実施計画」を令和6年3月に策定しました。

次のスライドです。こちらは「事業運営実施計画」の中の事業・活動計画を示したものです。まず基本的な考え方として、庁舎機能と区民利用施設機能が融合する環境における区民参加・交流・協働の拠点としての事業展開により積極的に協働を促進していくとしています。具体的には、「区

民活動・交流事業」「文化・芸術事業」「みどり事業」この3つの事業と、施設の全体調整を図ることを通して、交流拠点施設事業を実施していくとされています。

次のスライドです。こちらが事業・活動計画の一部ですが、施設の「運営日・時間」、「参加手続き」、「利用料金」について、単なる施設の提供ではなく活動が幅広く行われ参加機会を創出していくことを目指し設定されています。主な内容ですが、「運営日・時間」については、まず運営日は年末年始を除き土日祝日も含めて開設。区民交流スペース等屋内は9時～22時、広場等の屋外は9時～17時まで活動での利用が可能です。「参加手続き」については、区民会館以外は、活動がない個人利用は手続き不要で、活動が伴う利用は事前登録の上、当日受付で利用可能としています。「利用料金」については、主に活動を伴う利用について示していますが、原則無料です。一部、1日を超えての利用や、区外団体等の利用、営利活動の利用をする場合は参加料が発生します。また区との協働による活動の場合は減免を設けます。

次にスライド13、組織運営計画です。左下のイメージ図をご覧ください。

区、運営事業者、区民、市民活動団体が共に交流拠点施設の事業運営に携わる場として（仮称）事業運営委員会を組成します。交流拠点事業の運営における情報や課題を関係者が共有し改善策を話しあいます。こちらは令和8年4月の組成を目指しており、現在はその前段として準備会を12月に設置したところです。資料右下部分、「運営主体」をご覧ください。既に先行して開設している区民会館については、令和8年後半以降に指定管理者による運営にすることとしています。一方、区民交流スペース等の運営事業者については、区民会館の運営事業者と同一にすることは有益な部分もありますが、人員確保や参画条件が厳しくなることからそれぞれ事業者選定を行うこととしています。なお、今回の説明会でお話している事業者選定は、区民交流スペース等の事業運営に関するものになります。

次のスライド「事業の枠組み図」をご覧ください。こちらは施設ごとに、実施する事業と事業者の役割を整理したものになります。

一覧表にありますとおり、左側の区民会館部分については、指定管理者が計画に記載の文化事業を担います。一方、表の真ん中より右側、区民交流スペースを始めとした庁舎部分については、区民会館とは別に業務委託として、その業務委託受託者が「区民活動交流事業」「みどり事業」を担います。またその業務委託受託者は施設の全体調整業務も担います。

次のスライド「今後のスケジュール」をご覧ください。こちらは令和6

年3月計画策定時点のものです。令和6年度からご説明しますと、まず区民会館が開設したところで、2つ目の業務仕様等案公表は本日の事業者様向けの説明会のことになります。その下事業運営委員会準備会については、12月に設置したところです。続いて令和7年度ですが、区民交流スペース等の運営事業者の事業者選定・プロポーザルを実施する予定です。またその右側の下の部分ですが、(仮称)事業運営委員会を準備会から移行する形で令和8年4月を目途に設置する予定です。続いてその右側令和8年度の部分、上から3つ目、2期工事の竣工ですがこちらは令和8年9月頃を予定しています。その下の区民交流スペース等の開設は、令和8年11月頃を予定しています。最後に令和11年度ですが、3期工事が令和11年4月竣工を予定しており、キッチン付きの区民交流室がこのタイミングで完成する予定です。

施設に関する計画の説明は以上となります。

3 スペースごとの利用想定

スライド17をご覧ください。こちらは交流拠点施設の施設配置図です。先ほどの計画のところで説明したとおりとなります。

次のスライドですが、こちらは施設の中心となる区民交流スペースのレイアウトになります。上が北側で国土館大学があり、右が東側でセブンイレブンがあるという位置関係になります。

運営時間は、年末年始を除く朝9時から夜10時までとなります。特徴としては、周囲3面がガラス張りの空間で、広場やピロティに面している扉は開放でき、一体的な活用も可能です。仕切りのないオープンな空間で様々な活動や交流ができる設えとなっています。想定する活動としては、展示、研修会セミナー、ワークショップ、講演会、大きなイベントとしては音楽イベントやパブリックビューイングなども実施可能です。設備としては、個人・団体共にWi-Fi、電源が利用可能です。また活動に利用するテーブルやイス、会議用備品等も用意をする予定です。

なお、右下のキッチンカウンターには流し台や簡易な冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気ケトル等を用意し、ワークショップや交流会等での利用を想定しています。また交流スペースの北側には売店(コンビニ)、エフエム世田谷のサテライトブースが入り、資料に記載はしておりませんが、区民交流スペースの2階には区民や区職員も利用できるレストランも同時期の開設を予定しています。

次のスライドです。区民交流室は庁舎2階部分に位置し、広場を囲う形のテラスに沿って配置されています。東棟・西棟にある合計4部屋につい

ては令和8年度開設予定で、資料左下のキッチン付きの1部屋については令和11年度の開設を予定しています。部屋の特徴としては、ガラス張りで外から活動が見える設えとしていますが、ブラインドカーテンがあるのでクローズドな活動も可能です。

次のスライドです。広場・ピロティの屋外空間の活動での利用は9時～17時としています。祭りやバザー・マルシェ等の利用を想定しています。また先ほどお話した通り隣接する区民交流スペースの扉を開放できますので、区民交流スペースとの一体的な利用も可能です。設備や備品としては、Wi-Fiや電源、水栓、音響関係、テント、テーブル、いすなどを用意する予定です。

次のスライドです。東棟6階の屋上庭園については、活動での利用は9時～17時としています。また一般区民にも開放されます（平日の開庁時間のみを予定）。活動利用の場所としては主に芝生広場を想定しており、一部分は区民が管理に参加する区民花壇も用意する予定です。

次のスライドです。こちらは令和6年度に既に開設しています。運営時間は9時～22時で、区民会館の入口に位置している①のスペースと、一段下がった半地下の②のスペースがあります。ガラス張りで2層吹き抜けの開放的な空間となっています。音楽イベントや展示等での利用を想定しています。

次のスライドです。ラウンジも令和6年度に既に開設しています。区民会館に隣接し、エントランスホールから階段を上った2階の部分に位置しています。運営時間は9時～22時として、令和8年の交流拠点施設開設までは主に個人利用を想定しています。活動内容としては、例えば区民会館公演の幕間の休憩や、交流スペースやエントランスホールでのイベント時のラウンジも含めた一体利用などを想定しています。

次のスライドです。区民会館ですが、こちらも令和6年度に既に開設をしています。区民会館は900人規模が集客できるホールと、地下部分には会議等で利用する集会室が2部屋、練習室が2部屋ございます。区民会館の運営については、令和8年後半以降には指定管理者による運営になる予定であり、令和8年度に開設予定の区民交流スペース等の業務委託による運営とは分かれ、それぞれ事業者選定を行うこととしています。ただし、先ほど計画でご説明をさせていただいたとおり、区民交流スペース等の運営事業者は、区民利用・交流拠点施設全体の利用調整を図ることとしているため、区民会館の指定管理者とも連携・調整を図ることとなります。

4 区内活動団体及び庁内向けアンケート結果

次に、昨年6月に実施しました区内団体、庁内対象のアンケート結果についてです。施設の詳細や事業内容を情報提供し、施設での活動やレイアウト、備品について意向を聞き今後の検討の参考とすることを目的として実施しました。アンケートの方法等の詳細は記載の通りです。まず区内団体の結果としましては、区内約1700団体に送付して、回答数は183、うち利用意向ありと回答いただいた団体は71団体でした。

次のスライドです。こちらは回答いただいた団体の人数規模、設立年の視点から利用意向を分析したものです。まず人数規模ですがこちらを見ますと、団体として小さい規模の団体ほど利用意向が高い傾向にあります。また、設立年でみると、新しい団体ほど利用意向が高いことがわかりました。

次のスライドです。こちらは団体の活動地域、活動分野の視点から利用意向を分析したものです。区役所に近い世田谷地域を拠点とする団体が比較的利用意向が高い結果となりましたが、大きな差異は見られませんでした。一方区内全域で活動している団体の利用意向は高い結果となりました。また活動分野は、子ども・若者、健康、障害者支援、文化、高齢者支援に関する活動の利用意向が高い結果となりました。

次のスライドです。こちらは施設に期待すること、運営事業者特に求めるものについてのご意見になります。様々なお意見をいただいております、詳細は後ほどご確認いただければと思いますが、主なものとして、区民、団体の様々な交流や、SNSでの情報発信、関連団体等へのマッチング支援などのご意見がありました。

次のスライドです。こちらは庁内対象、区役所内の各所管に実施したアンケート結果をまとめたものです。

全37所管を対象に実施して、10部より利用意向がありました。内容としては、各事業の講座やセミナー、相談会や作品展示、以前中庭広場等で実施していたイベント等について意向がありました。

次に区内活動団体及び庁内の意向を反映した利用率についてですが、区民交流スペースや区民交流室については、日中は一定の利用意向があるものの、夜間の利用意向は少ないという結果が出ました。広場や、ピロティ、屋上庭園については、土日祝は一定の利用意向があるものの、平日の利用意向は少ないという結果でした。エントランスホール、ラウンジについては、レリーフのある大きなエントランスホールは土日祝は一定の利用意向があるものの、肖像画のある半地下の小さなエントランスホールやラウンジは総じて利用意向が少ないものとなりました。まだまだ施設が知られていないものもありますが、スペースごとに活用の課題があることがわかりま

した。

5 今後のスケジュールや準備会での検討事項

まず施設全体のスケジュールですが、表の上段右側部分、施設の開設時期は令和8年9月頃の本庁舎2期工事竣工後、11月頃を予定しております。そこから左側に順次遡っていただきまして、令和8年4月に運営事業者との委託契約を開始します。そのため令和7年度、具体的には令和7年8月頃より事業者選定の公募を開始しまして、選定を経て令和7年12月頃に運営事業者を決定する予定です。

続いて表の中段部分、「準備会及び事業運営委員会」ですが、昨年12月に事業運営委員会準備会を設置しております。令和7年度中は準備会において様々な施設事業についてご意見をいただき検討を進め、令和8年度より準備会から本格的に「事業運営委員会」に移行する予定です。

また、表の下段の開設までの間の周知・PRについては、区として各種会議体等での情報提供や区民まつりでの出店、試行イベント等を通して、適時区内活動団体や区民への周知を図っていきます。なお愛称については、施設のコンセプトをよくご理解いただいた上で、開設後の利用状況も見ながら決めていくことが望ましいと考え、施設開設後の募集としています。

次に今後のスケジュールや12月に設置しました事業運営委員会準備会での検討事項についてご説明いたします。まず資料左側は準備会委員名簿となりまして、委員としては、学識経験者、区内団体関係者、行政職員で構成し、またオブザーバー委員としては、区内団体関係者5名、学生2名、中間支援組織代表者4名で構成しています。具体的な検討事項としては、資料右側に準議会設置要綱を抜粋しておりますが、第2条の(1)～(4)に記載した内容を検討するとしています。

次に「準備会での検討スケジュール」についてです。準備会での主な議題ですが、全部で5回を予定しており、会ごとに現時点での主な議題の想定を記載しております。施設事業コンセプトをはじめ、運営委託募集要項項目、(仮称)事業運営委員会構成、施設全体の利用ルール、スペースごとの活用及び備品、オープニングイベント、愛称募集、年間事業計画等、様々な事項について議論いただくこととしています。

6 (仮称)事業運営委員会構成

(仮称)事業運営委員会構成等についてご説明いたします。次のスライドをご覧ください。令和8年度から施設の運営における情報や課題を関係者が共有し、改善策を話し合う場とする(仮称)事業運営委員会の設置を予

定しています。事業運営委員会は、大きく「委員会」と「部会」に分かれます。こちらの資料は「委員会」の構成となりまして、現在の準備会の委員の方々に主に構成されています。主な議題としては施設の事業運営方針の策定をはじめ年間事業計画の検討や、利用ルール等の利用状況を踏まえた改善の検討など、中長期的な計画等も含めた施設の在り方に関する部分や各部会への助言などを担っていただき、年3回の実施を想定しております。次ページの部会と協力し様々な意見が反映される仕組みを構築したいと考えています。

次のスライドです。各部会については、計画に位置付けた3つの事業に基づく部会としています。文化・芸術部会については、まずは区民活動・交流部会と合同で実施することとしています。メンバーは準備会のオブザーバー委員に加え、一般区民についても公募によりご参加いただくことを予定しています。主な議題としては運営事業者や区が中心となって様々な団体に参画頂きながら実施する年に1回の（仮称）市民活動フェアイベントの企画助言・参画検討や、施設の利用状況、拠点施設での継続的な活動につながる仕掛け等についてのご意見をいただく場とし、年3回の実施を想定しております。（仮称）市民活動フェアイベントの実施イメージについては次のスライド資料でご説明します。

次のスライドです。「市民活動フェアイベント」を実施するイメージとしては、部会が中心となりイベント等の企画検討を行います。委員会からも報告し助言を受けながら、運営事業者及び区がイベントの準備・調整等を行います。また部会メンバーは関係団体へ呼びかけを行い、より多くの団体や区民がイベントに参加できるような運営を目指します。

また委員の任期については、長期化を避け様々なご意見をいただくことを目的に2年とし、再任は2回まで、最長6年としています。

7 運営委託項目案

次のスライドです。運営委託募集要項項目案についてご説明いたします。資料の構成ですが、まず主な業務があり右がその内容になります。更に補足があるものは補足等の欄に記載しています。また、更に右は事業者から提案を求める内容について記載しています。

まず1番の開設前準備業務ですが、令和8年4月から11月頃の開設までの間に実施する内容になります。利用案内等作成、利用受付システムの構築、決済システムの構築、オープニングイベント、愛称募集準備、見学会の実施等を想定しています。

次に2番の施設運営管理業務、利用調整受付業務ですが、(1) 日常管

理業務については、まず前提として施設全体の清掃や警備等は庁舎全体の総合管理で対応するため、ここでいう日常管理とは主に、施設の開館・閉館業務や窓口・電話対応などの利用者対応を指しています。(2) 年間事業計画の作成については、前年に利用意向を伺い、区の公用事業及び運営事業者が行う自主的な事業(週末マルシェ等)を中心として作成する想定としております。

(3) 施設全体の利用調整業務については、団体向けには先着順などではなく、活動意向があった場合には場所や日時等を調整し、多くの団体が活動できるようにすることや、施設を利用する登録団体データや、日々顔なじみとなっていく関係性を活かした交流やマッチングの機会創出を想定しており、こちらについては手法について事業者様からの提案もいただきたいと考えています。個人向けには居心地よい空間を意識しつつ、団体活動への参画の呼びかけを行い、施設が混みあった際や大きく活動する際には団体活動を優先した利用調整を行うこととしています。全体を通しては、ガラス張りで仕切りのない区民交流スペースを中心とし、皆さんが活動を見たり参加できるような調整を想定しています。

次のスライドです。

3番の市民活動支援業務ですが、施設での活動に限定した支援メニューとしています。(1) スタートアップ支援では活動経験のないサークル等の団体が活動の場所を求めている場合に相談対応を通じた活動の具体化や事業実施に向けたサポートを行い、また、②説明会等による活動の掘り起こしを想定しており、こちらについてはこれ以外の支援メニューについて事業者様からの提案もいただきたいと考えています。(2) 活動への企画・提案及びマッチング支援ではすでに活動経験のある団体の活動がよりバージョンアップするように関連団体や区所管とのマッチングや企画提案を行うことを想定しています。(3) 情報発信支援では①交流スペースに用意するデジサネを活用した拠点施設での活動の情報発信や、②団体の通常の活動についての広報物の配架、③SNS等を活用した団体の情報発信支援としており、その手法については事業者からの提案もいただきたいと考えています。

次に4番の賑わい創出や憩いの場の創出ですが、(1) 広場を活用したイベント等の実施として例えば週1回のマルシェの実施などを想定しており、こちらについても事業者からの提案もいただきたいと考えています。(2) 居心地の良い、楽しい空間の創出ですが、団体個人問わず誰もが利用しやすい空間づくりとしています。

次に5番の広報活動業務では様々な広報媒体による施設のPRや、広報

誌の発行などを想定しています。

次に6番の事業運営委員会事務局運営では委員会の開催や運営を担います。

次に7番の運営委員会部会イベント（事業）の実施については各部会で検討する交流拠点施設全体を活用した（仮称）市民活動フェアイベントや拠点施設での継続的な活動につながる事業の実施を想定しております。

委託項目としても幅広くボリュームのある内容となっておりますが、前提として区職員も一緒になって協力しながら施設運営や団体支援を行っていきたいと考えています。

8 公募条件等

最後に公募条件についてです。今後の検討により変更する場合がございますが、現時点での条件をご説明させていただきます。

次のスライドを見ていただきまして、こちらは業務の履行場所ですが、①令和8年4月から令和8年9月2期工事竣工後の事務所準備完了までは、受託者の事務所で業務をしていただきます。②事務所準備完了後は新たに交流拠点施設内にできる事務スペースで業務を行っていただきます。

次のスライドです。交流拠点施設の概要については既にご説明したところですが、今回事業運営を委託する対象としましては、一番上の区民会館を除く部分が全て対象となります。区民交流スペースの備考欄に記載しておりますが、運営事業者は8時30分から夜の10時まで区民交流スペースに常駐いただくこととなります。なお、区民会館は別途実施する事業者選定により選定された指定管理者による運営を行う予定です。

次のスライドです。運営委託業務を実施するにあたりスタッフ、人員体制のイメージ例についてご説明します。こちらは令和6年3月計画策定時点での想定について記載したものです。

表に記載しておりますとおり正規職員は7名程度で、業務内容としては先ほどご説明した委託項目内容全てを行うことを想定しています。1日8時間勤務でシフト制として、施設が年間約350日開設していますので、開設している時間をカバーできる体制として7名程度としています。次にパート職員は4名程度とし、主に正規職員のサポート業務を想定しています。こちらは1日4時間勤務でシフト制として、正規職員と同様に年間約350日開設している時間をカバーできる体制として4名程度としています。最後にマッチングコーディネーターですが、先ほどご説明した委託項目の中で、「施設全体の利用調整業務」や「スタートアップ支援、拠点施設での活動への企画提案、マッチング支援」業務を担う職として設置しています。

区内団体を紹介したりつないだり、拠点施設での活動について相談対応を通してサポートしたりするなど、コンシェルジュ的な業務をイメージしています。こちらの業務はNPO等への再委託での配置も想定しているところですが。

なお、当時の想定だと年間347日の開設としておりますが、年末年始の6日間を除く約360日の開設とする予定です。

なお、今ご説明した人員体制イメージは令和6年3月計画策定時に計画の事業活動計画等を参考に概算で試算したものでございます。この人員体制イメージを参考に人件費を算定したうえで、後ほどご説明します事業運営経費7000万円（計画収支計画に記載）を算定しています。

次のスライドです。まず事務所・執務室スペースですが、1階の区民交流スペース内に2つ用意しております。一つは市民活動相談カウンター内で、相談カウンターと合わせてデスク等を用意し業務ができるスペースを用意します。もう一つは、その相談カウンターに隣接する、エフエム世田谷サテライトブースの隣にご用意している執務室です。こちらは四方が壁に囲まれていて扉がある完全な諸室です。広さは表に記載している通りとなります。

次に（1）プロポーザルスケジュールです。

本日の事業者様向け説明会のあと、区の方で仕様書等についてより具体化、詳細を詰めていきます。それを踏まえて令和7年8月～9月で公募募集を行います。9月～12月の期間にて事業者選定を行い、12月中に事業者を決定させていただきます。そして令和8年4月に契約を開始するといった流れになります。

（2）履行期間としましては、令和8年4月～令和12年3月の4年間を想定しています。

（3）予算上限は、令和6年3月計画策定時の試算としては、7000万円としており、経費の内訳は右に記載のとおりです。先ほど人員体制イメージの部分でも説明いたしましたが、この7000万円という金額はあくまで当時の試算に基づき、算定した概算となります。今後準備会等での検討を経て、業務内容や仕様内容を精査した上で改めて算定する予定です。

（4）参画要件について、詳細は検討中ですが類似の実績を必須として、JV（共同企業体）または再委託も含めた要件にすることを想定しています。